

# 預金等の調査に基づく手数料の請求について

平素は、本市預金等調査にご協力いただきありがとうございます。

現在、公金の支払については、一層厳しい目が向けられており、一部の事務について取扱いの変更が迫られております。つきましては、公金適正化処理の観点から、費用等が発生する場合は、下記「調査受任書兼報告書」及び請求書、支払代金の根拠となる資料（見積書等）が必要となりますので、お手数をおかけしますが、全て提出してください。

なお、既に支払代金の根拠となる資料を本市に送付していただいている場合は、その都度資料の提出は必要ありません。

\* 下記「調査受任書兼報告書」にご記入等いただく、所在地、商号又は名称、受任者兼報告者及び印は請求書と同一になるようお願いします。

## 調査受任書兼報告書

八王子市長 殿

令和 年 月 日付国税徴収法第141条に基づく税務調査依頼を受任し、別添のとおり調査結果を報告します。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

受任者兼  
報告者

印